



令和4年11月21日

各位

会社名 極東産機株式会社
代表者名 代表取締役社長 頃安雅樹
(東証スタンダード・コード番号: 6233)
問合せ先 常務取締役管理本部長 曾谷雅俊
Tel 0791-62-1771

商号の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、商号を『KLASS 株式会社』に変更および定款の一部変更をおこなうことを令和4年12月23日開催予定の第74回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせします。

記

1. 商号の変更について

(1) 新商号 KLASS 株式会社 (英文表記 KLASS Corporation)

(2) 新商号に込めた想い

当社は、昭和23年10月に「龍野ギヤー製作所」として創業、その後昭和41年に現社名に変更いたしました。目下、令和5年10月の創業75周年、さらに80周年を踏まえた中期的な方向性を、三つの基本テーマ「当社のCIの再構築」「『2.4次産業』への展開」(※)「当事業のSDGsへの貢献」に基づいて取りまとめ中であります。

このうち「CIの再構築」につきましては、新たな理念体系をStatement(=つなぐ。ツクル。)、Mission(存在意義)、Belief(経営理念)、Value(行動指針)の階層とするとともに、社名を「KLASS 株式会社」に改めることといたしました。

新社名の”KLASS”は、それぞれ”KYOKUTO””LIFE””ADVANCED””SOLUTION SERVICE”の頭文字からなり、従来の産業機械メーカーの枠を超えた「2.4次産業」を志向しつつ、人々の生活や社会が抱える問題の解決への貢献により、さらなる発展を目指したいという思いを込めて命名したところであります。

(※)「2.4次産業」：製造業(2次)とサービス産業(3次)の互いの接近が新型コロナウイルス感染症を契機に加速するが、各々の基本的性格の転換までは行かず、2→2.4で、3→2.6で留まるであろうという一橋大学名誉教授伊丹敬之氏の言説

(3) 変更予定日 令和5年10月1日

*本商号の変更は令和4年12月23日開催予定の第74回定時株主総会において、定款の一部変更が承認されることが条件となります。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

- ① 「1. 商号の変更について」に記載の通り、商号変更を行うため、現行定款第1条(商号)を変更するものであります。
 - ② 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - イ. 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ロ. 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ハ. 参考書類等のインターネット開示の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- 二. 上記の削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 定款変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(商号) 第1条 当社は、 <u>極東産機株式会社</u> と称し、英文では、 <u>KYOKUTO SANKI CO., LTD.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>KLASS株式会社</u> と称し、英文では <u>KLASS Corporation</u> と表示する。
(参考書類等のインターネット開示) 第16条 当社は、 <u>株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告書に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u>	(削除)

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(附則) (条文省略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(附則)</p> <p><u>1. (現行どおり)</u></p> <p><u>2. 定款第1条(商号)の変更は、令和5年10月1日から実施する。なお、本附則2.は定款第1条(商号)の変更の効力発生後削除されるものとする。</u></p> <p><u>3. 令和4年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第16条(参考書類等のインターネット開示)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>4. 本附則3.は、令和4年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会決議日	令和4年12月23日
定款変更の効力発生日	令和4年12月23日
商号変更予定日	令和5年10月1日

以上